

令和元年6月2日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H01981

研究課題名（和文）ASEAN経済共同体構築による加盟国法へのインパクト

研究課題名（英文）Impacts on the Member States Laws through ASEAN Economic Community Building

研究代表者

小畑 郁（OBATA, Kaoru）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：40194617

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 34,200,000円

研究成果の概要（和文）：ASEANは、共同体設立宣言にもかかわらず、その機関自身の域内統治統制力は依然として弱く、むしろ域内から域外に広がるネットワークのハブとみる方が実態にあっている。その下で、加盟国法は、市場統合により自律的な調和に向い、ASEANは、それを助けるように、頻繁に開かれる会議を軸として、独自のものというより国際スタンダードの導入を促進している。

加盟国政治において構造化している権威主義的要素を回避するために、この地域に影響を及ぼしているアクターの政策は、機能主義的色彩を色濃く有している。しかし、今日の過剰な市場化に鑑みると、どのように立憲的価値を導入していくか、を課題として意識する必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EUでは、域内の経済協力の高度化は、EU法が法の統一をもたらし、これを基盤として価値の共有を前提とする憲法秩序の構築に向かった。これに対して、ASEANでは、域内の法の調和は、ネットワークのなかでの国際基準の推奨という形で進んでいる。このように、本研究は、地域的な国際経済協力のダイナミクスについて、EUとは異なる、しかし機能している論理を発見した。

したがって、ここでは、機能する市場経済を確立し、地域の人々の福祉を実現するためには、はるかに複雑な戦略をとる必要がある。さしあたり、価値を性急に振りかざすことを慎み、過剰な市場化がもたらす具体的な問題に対して協力していくことが有効であろう。

研究成果の概要（英文）：Despite of the declaration of ASEAN Community in 2015, ASEAN should be regarded as a hub of networks at intra- and extra-regional levels, with weak control over intra-regional governance. Under this framework, the Member States' laws are rather autonomously harmonized through their mutual reference in the single market, while ASEAN plays a modest role in this process through promoting introduction of international standards, rather than those of its own. Main tool of ASEAN is meetings frequently held in various cities in Member States.

To bypass authoritative elements so well structured in Member States' politics, functionalism has prevailed in the policy of actors which has exercised considerable influence over ASEAN. Considering the current situations entailing serious problems caused by excessive marketization, it would be, however, one of the biggest challenges to introduce constitutional values.

研究分野：国際法学

キーワード：ASEAN 地域経済協力 東南アジア法 機能主義

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者はそれまで、国際経済法について全般的関心をもちながら、人権法を中心にヨーロッパにおける地域協力の進展について、主として研究してきたが、東アジア・東南アジアの状況についても、徐々に研究対象にとりこんできた。さらに、2014年度から名古屋大学法政国際教育協力研究センター(Center for Asian Legal Exchange, CALE)のセンター長に就任し、同センターがこれまで築いてきた関係諸国の指導者層に食い込む人的ネットワークを生かした研究が組織できると考えた。

(2) ASEAN(Association of Southeast Asian Nations, 東南アジア諸国連合)は、2015年末に経済共同体(AEC)の設立を宣言するなど近年域内の経済協力を深化させてきたが、包摂する地域の人口の大きさや今後の経済的重要性からしても前例のない地域経済連携である。AECの進展が、すでに複雑な構造を有する東南アジア諸国法に対して、新たな変動のパターンを提供することが十分予想された。

2. 研究の目的

(1) AECの法的性格の解明

AECの行程表を分析し、既存の地域統合および経済連携協定と比較し、その内容的性質と特徴を明確にする。これまでのASEANに特徴的であったコンセンサス重視の意思決定・決定履行手続から、どのような展開がありうるのかをフォローする。

(2) ASEANのネットワークとしての性格と運動原理の解明

当初の目的では軽視していたが、研究の過程で、AECおよびASEANのネットワークとしての性格を重視すべきという中間的考察が得られたので、ASEANが加盟国間で頻繁に開催する会議の実態、および、経済協力開発機構(OECD)や中国など、外部の有力アクターのASEAN政策をも分析の対象とした。

(3) AECの決定の国内的実施状況の解明

ASEAN加盟各国における、AECの決定の実施状況を、立法動向を中心に分析する。また、AECの形成により、モノ・サービス・ヒトの自由移動が実際どれだけ進展し、それが各加盟国社会にどのような影響を及ぼすのかを明らかにする。

(4) AEC形成により大きな影響を受けるであろう東南アジア各国法の変動とその論理の解明

各国法からみて、AECによる「タテ」(国際スタンダードの移植)からの影響と、AEC内の自由移動による「ヨコ」(各国法間のハーモナイゼーション)の促進が、どのような絡み合い、それに対する反応とも相まって、各国法にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 研究組織の整備と定期国際会議

本研究をCALEの研究プロジェクトとして位置づけ、ロジ全般について研究代表者を補助する体制を整えた。ASEAN域内6箇所に設置する日本法教育研究センター(CJLs)(CALEの管理下にある)を研究の拠点として、ここで勤務するCJLs特任講師やカウンターパート校の教員、その他のネットワークを、本研究のために動員した。

(2) 比較のなかのAECの制度的枠組みの解明

AECについての国際経済論からの研究を参照しつつも、EUや経済連携協定についての国際法理論を整理し、東南アジアへの適用可能性を探った。

(3) ASEAN事務局および加盟国での実地調査

ジャカルタのASEAN事務局との結び付きを強くして、事務局の実態把握につとめた。CJLsを通じて現地でのASEANの会議開催状況の掌握につとめるとともに、政府関係者からのインタビューを通じて、ASEANなどの国際的ネットワークの影響を分析した。

(4) 国際会議でのレビューと研究のとりまとめ

CALEの経験を基礎として、本研究のために1年に1回、計3回の国際会議を組織し、外国から関係の研究者を招聘して、内部からは十分に調達できない知見を共有し、また、内部からの中間考察を発表し、レビューを受け、また最終年度においては研究をとりまとめる機会とした。

4. 研究成果

(1) ASEANの制度的整備とネットワークのハブとしての成長

ASEAN憲章上の加盟国間の紛争を客観的に解決する仕組みが導入されたこと、とりわけ経済共同体について訪問調査の実施を含むモニタリング・評価制度が整備されたこと、さらには、ASEAN事務局が顕著に強化されてきたことは、特筆すべきである。こうして、国際機構としてのまとめり(郵便局的役割からの脱却)に加えて、政府のさまざまなレベルで直接対話・協力関係の進展とともに、議員レベル・裁判官レベルでの対話・協力関係も制度化がすすんでおり、ヨーロッパでも観察されてきた多層的域内結合が顕著に前進している。

このような発展を基盤に、1日平均3つ程度の会議を開催するなど、ASEANは、内外に対してネットワークのハブとして存在感を増している。

(2) 加盟国法のハーモナイゼーションの進展

当初想定した「タテ」(経済共同体の決定を通じた変化)と「ヨコ」(市場統合を通じた加盟

国間の自律的な法の調和)の二分法という考え方は、実態と必ずしもあっていない。あえていえば、「ヨコ」のメカニズムを基盤にして、「タテ」の緩やかな継続的議論を通じて、ASEAN 独自のものではなく、普遍的なスタンダードを導入する形で、ハーモナイゼーションが進展しているといえる。

このような形で、とりわけ、ASEAN 域内全体で市場経済の法的基礎がめざましく確立してきたが、ASEAN 独自の努力としては、文化・教育の分野での交流促進がめだつ。そのなかでは、法学の高等教育分野での調和と協力の進展のように、短期的視点からは、きわめて緩慢に見えるが、長期的な影響の大きさという点では、注目しなければならないものもある。

(3)加盟国法の変化のパターン

ASEAN 加盟国のレベルでは、市場経済化が一層進展する一方で、程度の差はあれ権威主義的体制が保存される状況が続き、ASEAN 自体もこれを問題視していない。このように、経済制度と政治体制のギャップを認める構造のゆえに、国の頭文字をとって CLMV といわれる新規加盟国においては、ASEAN における方向性が強調される傾向にあるのに対して、国際経済スタンダードの導入がすでにすすんでいる旧来の加盟国においては、法分野における ASEAN の影響がほとんど感じられない、という傾向がある。

法の変化が著しい国としてベトナムが挙げられるが、憲法裁判所を中心とする違憲審査制度の導入は頓挫した。いわば西欧的立憲主義の浸透については、今後も長い道のりが予想される。しかし、OECD などの援助もあいまって、行政法の分野を中心に法改革の顕著な前進がみられることも他方で注目すべきである。

(3)域外諸国・国際機関の ASEAN 政策における機能主義

域外の諸国のなかでも、「一帯一路」政策をとる中国の ASEAN への影響が大きい。この政策のもとで、交通手段の大規模な建設を通じて、ASEAN を丸ごと包摂する巨大市場の構築がはかられている。ここで注目されるのは、常に援助の技術的な性格が強調されていることである。

先進国主導の国際機関、たとえば OECD も、ASEAN 地域に「規制改革」をスローガンとする援助を行っているが、その中でも、協力の技術的性格が強調されており、同時に掲げられている「グッド・ガバナンス」との矛盾が見え隠れしている。

(5)ASEAN (経済共同体)法研究への展望

以下、本研究から得られた主な所見を、今後の関連研究への展望を示す形でまとめておくと次のようになる。

第1に、この地域については、国境を越える協力の技術的性格を強調する機能主義の根強さが再確認された。この機能主義は、一方では、現段階では、実益の面、すなわち、東(北・南)アジアにおいて機能する市場の創設を促進する上で効率的である、という側面が強調されているのであるが、他方では、強固なイデオロギー的基盤、すなわち、欧米諸国からの介入を許さないという歴史的教訓に基づく基盤をも有していることに注意が必要である。

第2に、しかしながら、このように拡大・緊密化する市場で、商品経済化やネットワークの暴走がおきると(そして、それは一定程度すでにおきていると考えられるのであるが)、域内での競争のいきすぎが生じ、さらに域内でも貧富の格差の拡大、環境問題の深刻化、人身売買(とりわけ移住労働者のひどい搾取も含む)といった問題が発生することは不可避である。こうした問題に対しては、機能主義やプラグマティックな思考だけでは、抑止力が期待できないことは明らかである。(広域)立憲主義とでもいべき価値思考を導入することの必要性は高まっている。

第3に、その場合にも、この地域では、普遍的にもと確認されているものであれ、欧米起源の価値の押しつけに対する反発は根強いことに留意する必要がある。したがって、いわばローカルな次元から共通の価値を(再)発見していくプロセスが必要とされ、このような下からの共同化のプロセスを保障する原初的立憲主義(proto-constitutionalism)というような考え方の重要性を強調する必要がある。

第4に、こうしたプロセスは長期にわたるので、上で指摘した急速に進む市場化の暴走を基盤とする武力紛争やテロリズムの発生といった極端な暴力の発現を抑止するメカニズムの構築は、それとして追求する必要がある。ASEAN が政治協力の枠組みとしてスタートしたという基盤を引き続き重視し、経済共同体と同時に政治=安全保障共同体を設立させたということには、十分な根拠がある。

最後に、そうすると、機能主義、立憲主義、政治的協力の促進という一見相矛盾する諸原理を組合せ・重ね合わせて、(北東アジアを含む)この地域の(法を含む)規範枠組みと制度の将来を展望する必要がある、ということになる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 28 件)

小畑郁 2019a 「国際社会における人権の実現とウィン・ウィン協力概念 - 中国の国連人権外交を考える」GLOBE グローブ 97 号 14-15 頁、査読無

小畑郁 2019b 「国際投資協定における国家間手続の今日的機能 - 協定解釈に対するコントロール可能性を中心に」小寺彰先生追悼論文集『国際法のダイナミズム』(有斐閣) 561-581 頁、査読無

- 瀬戸裕之 2019 「2015年のラオス憲法改正に関する一考察：人権関連の法規定を中心に」社会体制と法 16=17号 32-52頁、査読有
- 島田弦 2019 「ASEAN法とインドネシア法の緊張関係：インドネシアにおける立憲主義とASEAN憲章との関係についての考察」同、20-31頁、査読有
- 鮎京正訓 2019 「ASEAN共同体設立とベトナム新憲法」同、16-19頁、査読有
- Kaoru OBATA 2018a, “The Emerging Principle of Functional Complementarity for Coordination Among National and International Jurisdictions: Intellectual Hegemony and Heterogeneous World”, in: Takao SUAMI and others 2018, pp. 451-469, 査読有
- Takao SUAMI 2018a, “Global Constitutionalism for East Asia: Its Potential to Promote Constitutional Principles”, in: Takao SUAMI and others 2018, pp. 533-571, 査読有
- Takao SUAMI 2018b, “Global Constitutionalism and European Legal Experiences: Can European Constitutionalism Be Applied to the Rest of the World?” in: Takao SUAMI and others 2018, pp. 123-167, 査読有
- 須網隆夫 2018 「アジアにおける裁判官対話：韓国憲法裁判所の活動を中心」法律時報 90 巻 12号 71-77頁、査読無
- 小畑郁 2018 「企画趣旨 - アジアにおける日本法教育研究センターとは何か、それをどう考えるべきか」法律時報 90 巻 3号 46-47頁、査読無
- 小畑郁、杉田昌平ほか 2018 「アジアでの日本法教育の新段階 - 日本法教育研究センター事業 10 年余の経験から」同、60-69頁、査読無
- 市橋克哉 2018a 「行政法整備支援からみた法の学識者人材の養成」同 48-54頁、査読無
- 吾郷眞一 2018 「21 世紀における国際労働基準の役割と仮題」日本労働研究雑誌 696 号 67 - 78 頁、査読有
- 市橋克哉 2018b 「非西欧諸国における法治主義：アジア市場経済移行諸国における法治主義」公法研究 80 号 90-99 頁、査読有
- Teilee KUONG 2018 “Legal Assistance in the Japanese ODA: The Spark of a New Era”, *Asian Journal of Law and Society*, Vol. 5, Issue 2, pp.271-287, 査読有
doi.org/10.1017/als.2018.31
- 西澤希久男 2018 「タイ国家立法議会と担保制度改革」アジア法研究 11 号 137-148 頁、査読無
- 吾郷眞一 2017 「持続可能な開発目標 (SDGs) と国際労働基準」国際人権 28 号 3-7 頁、査読有
- 島田弦 2017a 「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み (二・完)」ICD News 71 号 69-78 頁、査読無
- 島田弦 2017b 「インドネシア裁判官任用の変遷：インドネシアにおける官僚的司法のルーツにかんする研究ノート」法政論集 (名古屋大学) 272 号 327-349 頁
- 水島朋則 2017 「WTO 加盟国としてのベトナム——2013 年の第 1 回貿易政策検討会合を素材として——」同 83-99 頁、査読無
- (21)西澤希久男 2017 「タイ憲法裁判所による違憲判決について—法令審査—を対象に」同 351 頁-369 頁、査読無
- (22)島田弦 2017c 「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み (1)」ICD News 70 号 95-103 頁、査読無
- (23)Mizushima Tomonori, 2017, “Law-Making Process concerning State Jurisdiction over Artworks Loaned from Abroad: Implications of the Exhibition of “Treasured Masterpieces from Taipei””, *Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Affairs*, Volume 33, pp.11-20, 査読有
- (24)横溝大 2017 「グローバル法多元主義の下での抵触法」論究ジュリスト 23 号 79-85 頁、査読無
- (25)吾郷眞一 2016 「ラオスと国際労働基準」ICD NEWS69 号 82 - 85 頁、査読無
- (26)鈴木将文 2016 「TPP 知的財産権章の争点」国際商事法務 44 巻 5 号 730-736 頁、査読無
- (27)KUONG Teilee 2016a “Development of Legal Norms on Marriage and Divorce in Cambodia— The Civil Code Between Foreign Inputs and Local Growth (2)”, *Nagoya University Asian Law Bulletin*, Vol.2, pp.108-124, 査読有 doi/10.18999/calealb.2.108
- (28)安田理恵 2016 「法概念をあらわすコトバの同一化、その意味の差異性：比較法・法整備支援における行政行為概念」同、pp. 41-62, 査読有 doi/10.18999/calealb.2.41

[学会発表](計 17 件)

Kaoru OBATA 2019a, “Some Reflections on Chinese Human Rights Diplomacy”, International Conference on ASEAN Studies 2019, 13 March 2019, Gadjah Mada University, Yogyakarta, Indonesia

Kaoru OBATA 2019b, “Wrapping-up and Closing” 「ネットワークのなかの『統合』としての ASEAN 経済共同体——現代東南アジア法の共通基盤？」、名古屋大学アジア法交流館アジアコミュニティフォーラム、2019 年 1 月 27 日

杉田昌平 2019 「AEC 及び CISG がベトナム民商事法に与えるインパクト」同、2019 年 1

月 27 日

桑原尚子 2019「マレーシアの事例(東南アジア諸国法の現況—ASEAN スタンダードまたはグローバル・スタンダードのインパクト)」同、2019 年 1 月 26 日

西澤希久男 2019「タイの事例(東南アジア諸国法の現況—ASEAN スタンダードまたはグローバル・スタンダードのインパクト)」同、2019 年 1 月 26 日

山形英郎 2019「ASEAN の紛争解決手続」同、2019 年 1 月 26 日

小畑郁 2019c「趣旨説明」同、2019 年 1 月 26 日

Katusya ICHIHASHI 2018, “The Legal Cooperation on the Codification of Administrative Law in Asian Transition Countries by Nagoya University – From the View Point of Comparative Administrative Law”, PREMIÈRES RENCONTRES JURIDIQUES DES FACULTÉS DE DROIT DE REIMS ET NAGOYA, 13 Sept 2018, Reims, France

Kaoru OBATA 2018b, “Super-nationalist Basis of Post-War Japanese Conceptions of a World Order”, 15th ASLI [Asian Law Institute] Conference, 11 May 2018, Seoul National University, Seoul, Korea

Shin-ichi AGO 2018, “Supervision of International Labour Standards as a Means of Implementing the Guiding Principles on Business Human Rights”, International Law Association, Biennial Conference, 22 August 2018, Sydney, Australia.

小畑郁 2017「開会挨拶・趣旨説明」『ASEAN 共同体と人の移動 - インパクト、課題、展望』2017 年 12 月 16 日、名古屋大学アジア法交流館アジアコミュニティフォーラム

Kaoru OBATA 2016, Historical Perspectives of Regional Human Rights in East Asia” 2016 10th Asia Human Rights Forum, 2016 年 8 月 17 日、韓国、ソウル、高麗大学校

市橋克哉 2016「アジア市場経済移行国における行政法の法典化と ASEAN」『ASEAN と地域内法協力への展望』、2016 年 12 月 18 日、名古屋大学アジア法交流館アジアコミュニティフォーラム

高村ゆかり 2016「東南アジア環境協力の進展と ASEAN」同

小畑郁 2016c「東南アジアにおける新たな『国際人権』観念の胎動」同

山形英郎 2016「国際組織法からみた ASEAN の発展」同

〔図書〕(計 3 件)

・ Takao SUAMI, Kaoru OBATA and others, 2018, *Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives* (Cambridge UP), 607pp.

・名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE) 2018『ASEAN 諸国の法学教育調査報告書』全 346 頁

・鮎京正訓 2017『日本とアジアをつなぐ：法整備支援のすすめ』旬報社、159 頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：市橋克哉

ローマ字氏名：Katsuya ICHIHASHI

所属研究機関名：名古屋大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁): 40159843

研究分担者氏名：鈴木将文

ローマ字氏名：Masabumi SUZUKI

所属研究機関名：名古屋大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁): 90345835

研究分担者氏名：横溝 大

ローマ字氏名：Dai YOKOMIZO

所属研究機関名：名古屋大学

部局名：大学院法学研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：00293332

研究分担者氏名：水島朋則
ローマ字氏名：Tomonori MIZUSHIMA
所属研究機関名：名古屋大学
部局名：大学院法学研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：60434916

研究分担者氏名：瀬戸裕之
ローマ字氏名：Hiroyuki SETO
所属研究機関名：新潟国際情報大学
部局名：国際学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：90511220

研究分担者氏名：島田弦
ローマ字氏名：Yuzuru SHIMADA
所属研究機関名：名古屋大学
部局名：大学院国際開発研究科
職名：准教授
研究者番号（8桁）：80410851

研究分担者氏名：吾郷眞一
ローマ字氏名：Shin'ichi AGO
所属研究機関名：立命館大学
部局名：衣笠総合研究機構
職名：教授
研究者番号（8桁）：

研究分担者氏名：桑原尚子
ローマ字氏名：Naoko KUWAHARA
所属研究機関名：早稲田大学
部局名：法学学術院
職名：招聘研究員
研究者番号（8桁）：10611361

研究分担者氏名：須網隆夫
ローマ字氏名：Takao SUAMI
所属研究機関名：早稲田大学
部局名：法学学術院
職名：教授
研究者番号（8桁）：80262418

研究分担者氏名：西澤希久男
ローマ字氏名：Kikuo NISHIZAWA
所属研究機関名：関西大学
部局名：政策創造学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：50390290

(2)研究協力者〔記載省略〕

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。